

株式会社 日本教育クリエイト
介護員職員初任者研修 学則

株式会社 日本教育クリエイト
介護職員初任者研修 学則

(開講の目的)

第1条

高齢者の増大かつ多様化するニーズに対応した適切なサービスを提供するため、必要な知識、技術を有する介護員の養成を図ることとする。

(研修事業の名称)

第2条

研修事業の名称は次のとおりとする。

「三幸福祉カレッジ 介護職員初任者研修」

(実施場所等)

第3条

研修の実施場所等は次のとおりとする。

〒010-0917

秋田市泉中央五丁目1番16号 三幸福祉カレッジ 秋田市泉中央教室

(研修期間)

第4条

研修期間は次のとおりとする。

- (1) 初回授業から8か月間を研修期間とする。また、この期間内は振替受講・補講や再試験に应じる。
- (2) やむをえず8か月間で修了が困難な場合、「受講期間延長届」及び「延長理由書」を提出し、初回授業から1年6か月間までの延長を認める。

(募集期間)

第5条

募集期間は次のとおりとする。

(1) 募集期間

指定が得られ次第募集開始とし、募集締め切りは原則、開講日の7日前とする。

(2) 募集方法

ホームページ等のWEB上での広報ならびに、新聞等の広告による募集及び施設などへの案内により開講を告知。

(受講定員)

第6条

受講定員は開講クラス単位に設定することとし、別紙、研修事業日程表のとおりとする。
振替受講・再受講者は定員には含めないこととし、座学科目（第15日目は除く）は、「定員数＋4名」、実技科目は「定員数＋2名」まで受講できることとする。

(研修カリキュラム)

第7条

研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙、研修カリキュラムのとおりとする。

(使用教材)

第8条

使用するテキストは、一般財団法人長寿社会開発センターが発行する「介護職員 初任者研修テキスト」とする。

(研修欠席者の扱い)

第9条

理由の如何に関わらず、講習開始時間から1分でも遅刻をした場合は欠席とする。講習を欠席した者は、他の開講時期の講座にて、同科目の振替受講を受ける事により、科目履修を完了とする。但し、天変地異等の理由によるものは別途、日程を調整し補講を行う。振替受講・特別補講に係る受講料は無料とする。

(補講について)

第10条

研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、他教室（県内）または次期クラスにて同科目の振替受講を受けることにより、科目履修完了とする。
また、受講会場の同期クラス、他会場または次期クラスにて同科目の振替受講ができない場合は、個別に補講を行い、補講を受けることにより科目履修完了とする。
補講に係る補講料は1時間3,000円とする。
※振替の申し出は事前申し出を原則とする。

(受講の取消し)

第11条

次の各号の一に該当する者は、受講を取消することができる。

- (1) 意欲が著しく欠け、修了の見込みが無いと認められる者
- (2) 学習研修の秩序を乱し、受講生としての本分に反した場合
- (3) 当社の認める受講料支払い規定に反する者
- (4) 当研修をとおして介護員としての資質に著しく欠ける者

(研修の流れと研修修了の認定方法)

第12条

研修については、(1) 自宅学習（ホームスタディ）→ (2) 通学講習（スクーリング）→ (3) 修了試験の流れで行う。一定の条件を満たす者については、修了証明書を発行する。各課程の修了条件は次のとおりとする。

※(1)、(2)を連動的に行うことにより学習効果を高める。

(1) 自宅学習（ホームスタディ）における評価及び修了条件

- ・すべての課題を提出していること。
- ・すべての課題において7割以上の正解率であること。

(2) 通学講習（スクーリング）における評価及び修了条件

- ・すべてカリキュラムに出席していること。
- ・科目単位での総合習得度をA、B、Cの3段階で評価し、各評価結果がA、B（評価判定：合格）のいずれかであること。C（評価判定：不合格）評価がある場合は、科目未修了扱いとし、該当する科目を再受講し、再度評価をする。

(3) 修了試験における評価

- ・上記(1)、(2)の課程をすべて終了した者を対象に、1時間程度の修了試験を実施する。
- ・合格基準は7割以上とし、基準に達しない者は不合格とする。不合格の者は合格基準に達するまで再試験を実施する。なお、修了試験の解答は公開せず、修了試験受験者には書面にて可否を連絡する。
- ・不合格の場合は、他教室（県内）または次期クラスにて再試験を受けることとするが、受講会場の同期クラス、他会場または次期クラスにて再試験が受けられない場合は、個別に再試験を実施する。再試験にかかる再試験料は1回4,500円とする。

※修了試験の答案用紙並びに解答・解説は受講者に返却しない。

(担当講師)

第14条

研修を担当する講師は別表のとおりとする。

(受講対象者)

第15条

介護職員初任者研修における知識・技術を習得することを目的とする者。

(受講申込方法)

第16条

受講申込方法は次のとおりとする。

- (1) HPからの申込受付、受講申込書を郵送またはFAXにて受付。
- (2) 申し込み者に対し、「教材」「受講証」「受講案内書」送付。受講料振込の案内については受講案内書（書面）にて通知する。
(8日以内に電話等で解約の申し出が合った場合は申込解除とし、キャンセルを適用する。)
- (3) 受講料振込の確認をもって手続きを完了とする。
(10日以内受講料の振込が確認できなかった場合、受講キャンセルとして原則取り扱う。)

(本人確認)

第17条

受講申込者が本人であることの確認のため（偽名での受講防止のため）「運転免許証」、「健康保険証」「住民票」等の提示を受講者に求め、原則講座初日に確認を行う。

※提示書類の回収は行わず、確認のみ実施する。

講座初日に確認ができない場合は、次回に確認し、提示を拒んだ者に対しては受講取消しとし、受講料の返金に応じない。

(研修参加費用)

第17条

研修参加費用は次のとおりとする。

(受講者一人当たり、単位：円)

介護職員初任者研修 ¥49,500（税込）	受講料	¥35,376
	教材費	¥7,124
	修了証一式	¥2,000
	消耗品費	¥5,000

(介護職員初任者研修実施にかかる留意事項)

第18条

研修事業に関する留意事項は次のとおりとする。

- (1) 毎年度、県に対し予め事業計画を提出するとともに事業終了後、速やかに事業実績報告書を提出する。
- (2) 研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日、年齢、本人確認有無等、必要事項を記載した「研修修了者名簿」を作成し、管理する。
- (3) 事業の実施に当たっては、福祉人材センターとの十分な連携を図るものとし、また、介護実習・普及センターについても活用を図る。

(4) 指定時の申請内容に変更を加える場合には、県に対し、あらかじめ変更の内容、変更時期及び理由を届け出る。ただし、次の事項に変更を加える場合にあっては、決定後速やかに変更申請書を提出し、事前に承認を受ける。

(ア) カリキュラム(修了試験の再試験における日程設定は対象外とする)

(イ) 講義・実技の各科目を担当する講師

(ウ) 研修修了の認定方法

(5) 事業を廃止する場合には、県に対し、遅延なく廃止の時期及び理由を記載した廃止届出書を提出し、指定の取消を受ける。

(6) 事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について十分留意する。

(苦情相談窓口・研修事業担当者・研修に関するお問い合わせ)

第19条

苦情相談窓口は次のとおりとする。

(1) 法人の苦情相談窓口・役職・連絡先

株式会社 日本教育クリエイト 仙台支社 福祉事業部 部長 間野かよ子

TEL : 022-716-5667

(2) 事業所の苦情相談窓口・役職・連絡先

株式会社 日本教育クリエイト 仙台支社 福祉事業部 部長 間野かよ子

TEL : 022-716-5667

研修事業担当者は次のとおりとする。

(1) 研修事業担当者・連絡先

株式会社 日本教育クリエイト 仙台支社 佐々木愛

TEL : 022-716-5667

研修に関するお問い合わせ

三幸福祉カレッジ (ナビダイヤル) TEL : 0570-015-350

ホームページURL : <http://sanko-fukushi.com/info/>

(附則)

第1条

この学則は令和7年8月1日から施行する。